

藤沢市消防本部等設置条例の一部改正について
藤沢市消防本部等設置条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防本部等設置条例の一部を改正する条例

藤沢市消防本部等設置条例（昭和38年藤沢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表藤沢市南消防署の項中「四丁目まで。柄沢」を「五丁目まで。柄沢。柄沢一丁目及び二丁目。並木台一丁目及び二丁目」に改める。

附 則

この条例は、柄沢一丁目、柄沢二丁目、並木台一丁目、並木台二丁目及び渡内五丁目の区域の設定に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による処分の効力が生じた日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業に係る町の区域の設定をすることに伴い、規定の整備をする必要による。